

# 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業実施要綱

令和3年4月1日制定

## 第1 目的

本県の農林水産業のさらなる発展に向けた第4次農林水産業元気創造戦略（以下「第4次戦略」という。）に基づき、魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、生産者の所得向上と園芸産地をリードする競争力の高い経営体の育成を実現するため、第4次戦略の基本戦略の取組方針に基づくプロジェクトと一体的に推進する園芸品目の産地づくりに取り組む事業実施主体に対し支援することを目的とする。

## 第2 事業実施主体

前項に規定する事業実施主体は、次のいずれかであって農林水産部長が別に定める基準に該当する者とする。ただし、(4)については、別表の省力化推進事業の「さくらんぼの省力仕立て施設整備」に限る。

- (1) 農業者団体
- (2) 農業法人
- (3) 農業協同組合連合会又は農業協同組合（以下「農協等」という。）
- (4) 農業者（販売農家）

## 第3 定義

この事業における用語については、次のとおりとする。

### 1 団地支援型

次のいずれかに該当する団地の取組に対する支援をいう。

- (1) 山形県園芸団地推進事業実施要領（令和3年4月1日付け園農第18号農林水産部長通知）第8に基づき団地化計画が承認された団地（以下「園芸団地」という。）
- (2) 大規模園芸団地化計画策定要領（平成29年5月24日付け園農第151号農林水産部長通知）第7に基づき令和3年3月31日までに団地化計画が承認された団地（以下「大規模団地」という。）

### 2 生産性・所得向上型

前記以外の取組に対する支援をいう。

## 第4 支援の内容

この事業の支援は、別表に定める事業とする。

## 第5 事業の対象品目

この事業の対象品目は、第4次戦略の基本戦略の取組方針に基づくプロジェクトに位置づけられた品目又は市町村の振興品目であって、農林水産部長が別に定める品目とする。

## 第6 補助の要件

- 1 この事業の実施に当たっては、市町村が嵩上げして助成金を交付すること。
- 2 別表に定める取組項目のいずれかの取組による成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 3 農業栽培用ハウスの設置（農業栽培用ハウス資材の導入を含む。）にあっては、農業保険法（昭和22年12月15日法律第185号）に基づく農業共済や民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- 4 農業機械等にあっては、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- 5 団地支援型を活用して事業を実施する場合は、事業実施年度から団地化（変更）計画の目標年度まで2か年以上あること。ただし、次の期間を超えることできない。
  - （1）園芸団地にあっては団地化計画承認年度から3か年
  - （2）大規模団地にあっては団地化計画承認年度から4か年。ただし、果樹を新（改）植した園地に限り、1か年を加算することができるものとし、支援対象は被覆資材及び加温装置に限る。

## 第7 目標年度

目標年度は、事業実施年度の2年後とする。ただし、農林水産部長が別に定める事業にあっては、この限りでない。

## 第8 事業の実施

- 1 事業実施主体は、農林水産部長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、原則として当該事業実施地区の所在地を管轄する市町村の長（1つの事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合は、原則としてその範囲に占める受益者割合が最も大きい市町村の長とする。以下「管轄市町村の長」という。）に提出するものとする。
- 2 管轄市町村の長は、1の事業実施計画の提出を受けたときは、事業実施主体に対し必要な指導及び調整を行い、その内容が妥当と認められるときは、農林水産部長が別に定めるところにより知事に提出するものとする。
- 3 知事は、2の事業実施計画の提出を受けたときは、その内容が次のいずれにも該当すると認める場合は、当該事業実施計画の承認を行うものとする。
  - （1）事業実施計画に基づく事業の実施が、第6に掲げる補助の要件を満たしていること。
  - （2）事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業実施が確実であると見込まれること。
  - （3）（1）及び（2）に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める基準を満たしていること。
- 4 知事は、3により事業実施計画の承認を行ったときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該事業実施計画の提出を行った管轄市町村の長にその旨を通知するものとする。
- 5 管轄市町村の長は、4により通知を受けたときは、農林水産部長が別に定めるところにより、通知に係る事業実施計画を定めた者にその旨を通知するものとする。
- 6 事業実施計画の重要な変更は、1から5に準じて行うものとする。

## 第9 報告及び評価

- 1 事業実施主体は、毎年度、農林水産部長が別に定めるところにより、報告書を作成し、管轄市町村の長に報告しなければならない。
- 2 管轄市町村の長は、1の報告を受けたときは、農林水産部長が別に定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、2の報告を受けたときは、第8の3により承認した事業実施計画に照らして、事業の達成度等の評価を行い、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、報告書の提出を行った管轄市町村の長及び事業実施主体を指導するものとする。

## 第10 事業の指導推進

県は、地域の実態に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、市町村と密接な連携を図るとともに、事業実施主体に対して必要な助言、指導及び調整を行うものとする。

## 第11 助成措置

知事は、助成金を交付する市町村に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

## 第12 関係書類の提出

この要綱に関し、管轄市町村の長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁に提出するものとする。

## 第13 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。



別表

事業種目	事業内容	取組項目
栽培技術導入等支援事業	(1) 栽培法・機械の実証 (2) 栽培技術講習会 (3) 販売促進活動 (4) 新規栽培者研修 (5) 園芸品目の労働力確保事業 (6) その他必要と認められる活動の実施	(1) 生産コストを10%以上削減すること。 (2) 販売額又は所得額を10%以上増加すること。 (3) 契約栽培の割合を10%以上増加し、かつ、50%以上の契約割合とすること。
収益性向上対策事業	(1) 新産地育成のための機械・資材の導入(リース導入を除く。) 産地生産基盤パワーアップ事業(基金事業・収益性向上対策)の対象とならない地域又は産地パワーアップ計画を作成することができない取組における機械・資材の導入 (2) 農業栽培用ハウス新設整備(促成施設整備を含む。) 次のいずれかのハウスの整備(附帯設備等の整備を含む。)とする。 ア 共同利用ハウス イ 農業法人等が所有するハウス ウ 新規栽培者研修用ハウス エ 農協等が農業者にリースするハウス等新設整備 (3) 土地基盤整備等 ア 土地基盤整備 イ ア又は団体営土地改良事業等と一体的に行う果樹、野菜(宿根性のものに限る。)、花き(宿根性のものに限る。)の苗(木)の導入 (4) 気象災害対策設備等整備	
省力化推進事業	(1) さくらんぼの省力仕立て施設整備	
労働環境設備整備事業	(1) 被雇用者の労働環境のための設備導入	販売額又は所得額の増加、かつ、新たな雇用を創出すること。